第二条　対象となる租税

1　この条約が適用される租税は、次のものとする。

(a)　日本国については、

(i)　所得税

(ii)　法人税

(iii)　復興特別所得税

(iv)　復興特別法人税

（以下「日本国の租税」という。）

(b)　ニュージーランドについては、

所得税

（以下「ニュージーランドの租税」という。）

2　この条約は、1に掲げる租税に加えて又はこれに代わってこの条約の署名の日の後に課される租税であって、1に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。両締約国の権限のある当局は、各締約国の租税に関する法令について行われた重要な改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

第三条　一般的定義

1　この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a)　「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する区域であって、日本国が国際法に基づき主権的権利を有し、かつ、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての区域（海底及びその下を含む。）をいう。

(b)　「ニュージーランド」とは、ニュージーランドの領域（トケラウを除く。）をいい、その領海の外側に位置する区域であって、ニュージーランドが天然資源に関して主権的権利を行使することができる区域としてニュージーランドの法令により、かつ、国際法に従って指定されたものを含む。

(c)　「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はニュージーランドをいう。

(d)　「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はニュージーランドの租税をいう。

(e)　「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(f)　「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(g)　「企業」は、あらゆる事業の遂行について用いる。

(h)　「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(i)　「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機による運送（他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。）をいう。

(j)　一方の締約国についての「国民」とは、次の者をいう。

(i)　当該一方の締約国の国籍又は市民権を有する全ての個人

(ii)　当該一方の締約国において施行されている法令によってその地位を与えられた全ての法人、組合又は団体

(k)　「権限のある当局」とは、次の者をいう。

(i)　日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者

(ii)　ニュージーランドについては、内国歳入庁長官又は権限を与えられたその代理者

(l)　「事業」には、自由職業その他の独立の性格を有する活動を含む。

2　一方の締約国によるこの条約の適用に際しては、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の適用を受ける租税に関する当該一方の締約国の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約国において適用される租税に関する法令における当該用語の意義は、当該一方の締約国の他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。

第四条　居住者

1　この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、次の者をいう。

(a)　日本国については、日本国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地その他これらに類する基準により日本国において課税を受けるべきものとされる者

(b)　ニュージーランドについては、ニュージーランドの法令の下において、ニュージーランドの居住者として課税を受けるべきものとされる者

一方の締約国の政府、地方政府又は地方公共団体は、この条約の適用上、当該一方の締約国の居住者とされる。一方の締約国内に源泉のある所得のみについて当該一方の締約国において租税を課される者は、この条約の適用上、当該一方の締約国の居住者とはされない。

2　1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。

(a)　当該個人は、その使用する恒久的住居が所在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的住居を双方の締約国内に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的関係がより密接な締約国（重要な利害関係の中心がある締約国）の居住者とみなす。

(b)　その重要な利害関係の中心がある締約国を決定することができない場合又はその使用する恒久的住居をいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が所在する締約国の居住者とみなす。

(c)　その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、当該個人が国民である締約国の居住者とみなす。

(d)　当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいずれの締約国の国民でもない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意により当該事案を解決する。

3　1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約国の権限のある当局は、その者の本店又は主たる事務所の所在地、事業の実質的な管理の場所その他関連する全ての要因について考慮した上で、合意により、この条約の適用上その者が居住者とみなされる締約国を決定するよう努める。両締約国の権限のある当局による合意がない場合には、その者は、この条約により認められる特典（第二十五条の規定により認められる特典を除く。）を要求する上で、いずれの締約国の居住者ともされない。

4　(a)　この条約の規定に従い一方の締約国において所得に対する租税が軽減され、又は免除される場合において、他方の締約国において施行されている法令に基づき、個人が、その所得の全額についてではなく、その所得のうち当該他方の締約国に送金され、又は当該他方の締約国内で受領された部分について租税を課されることとされているときは、この条約の規定に基づき当該一方の締約国において認められる租税の軽減又は免除は、その所得のうち当該他方の締約国において租税を課される部分についてのみ、適用する。

(b)　この条約の規定に従い一方の締約国において所得に対する租税が軽減され、又は免除される場合において、個人が、他方の締約国において施行されている法令に規定する一時的居住者に該当することにより、その所得について租税を免除されることとされているときは、この条約の規定に基づき当該一方の締約国において認められる租税の軽減又は免除は、当該他方の締約国において租税を免除されるその所得については、適用しない。